

《埋蔵文化財発掘届出の提出時の注意事項》

◎埋蔵文化財発掘届出（第6号様式-2）について

- ① 届出の書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって、「土地を掘削する」ということを指しています。
- ② 記入する箇所は、申請者(建築主)の住所・氏名と太枠内の各項目です。
- ③ 所在地欄には、他の書類と同じ住居表示(丁目、番、号)もしくは地番までを記入して下さい。
- ④ 面積欄には、対象もしくは敷地面積を記入して下さい(建築面積ではありません)。
- ⑤ 土地所有者が複数の場合は、代表氏名の場合の他〇名として下さい。
- ⑥ 工事の概要欄は、簡潔に記入して下さい。(個人住宅の新築 など)
- ⑦ 工事主体者欄は、申請者(建築主)と同じにして下さい(通常は施主の名前です)。
- ⑧ 施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。なお、未定の場合は、「未定」として下さい。
- ⑨ 着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。※工事着手時期が届出提出日から60日後でないとう受理できません。
- ⑩ 参考事項欄は、事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入して下さい。

◎添付書類について

位置図・平面図・断面図・基礎伏図・現況写真・登記簿謄本の写し・(委任状)

- ① 位置図はできるだけ国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000のものを添付して下さい。工事箇所を正確に赤色で明示したもの(蛍光ペン等は不可)を添付して下さい。
- ② 断面図は、現況地盤、地下の掘削深度がわかるものを添付して下さい。なお、建設の場合、2階以上の平面図は必要ありません。
- ③ 現況写真は、工事箇所の全景が写っているものとし、2枚程度を目安にA4版1枚として作成して下さい(カラーコピー)。
- ④ 登記簿謄本の写しは、届出地番のものを提出してください。
- ⑤ 届出者が代理人の場合、申請者からの委任状(様式は任意)も添付して下さい。※書類のやりとりを代理人と行うことになるため。

※書類は、A4版で県と町用に各2部ずつ作成し、教育委員会の社会教育課に提出して下さい。

埋蔵文化財発掘届出(第6号様式-2)と発掘調査承諾書を一緒に提出して下さい。なお、不明な点は、事前に相談して下さい。

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財発掘届出を提出せずに工事を行うことは、文化財保護法に違反しますので、必ず提出して下さい。

提出を行わず工事を行った場合、工事の中止、または禁止を命令することがあります。